

自 令和 7年 9月 29日

至 令和 7年 10月 10日

第4回 和木町議会定例会

令和 7 年第 4 回和木町議会定例会

(令和 7 年 9 月 29 日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 8 号

例月現金出納検査の結果について

2. 報告第 9 号

定期監査の結果について

3. 報告第 10 号

令和 7 年度和木町一般会計補正予算（第 3 号）に関する
専決処分について

4. 報告第 11 号

財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

5. 報告第 12 号

一般財団法人和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会の経営状況
について

6. 同意第 2 号

教育委員会教育長の任命について

7. 同意第 3 号

教育委員会委員の任命について

8. 認定第 1 号

令和 6 年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定
について

9. 認定第 2 号

令和 6 年度和木町公営企業会計決算の認定について

10. 議案第 30 号

令和 7 年度和木町一般会計補正予算（第 4 号）

11. 議案第 31 号

令和 7 年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

12. 議案第32号
令和7年度介護保険特別会計補正予算（第1号）
13. 議案第33号
令和7年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
14. 議案第34号
令和7年度和木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
15. 議案第35号
令和7年度和木町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
16. 議案第36号
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
17. 議案第37号
町長の給与の特例に関する条例
18. 議案第38号
和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
19. 議案第39号
和木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
20. 発議第2号
岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する意見書
(案)について

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳
2 番	明本光弘
3 番	津島宏保
5 番	嘉屋富公
6 番	上田丈二
7 番	中村充子
8 番	灰岡裕美
9 番	小林秀嘉
10 番	森脇明美
11 番	兼本信昌

副議長
議長

○説明のため出席した者

町 長	坂 本 啓 三
副 町 長	
企 画 総 務 課 長	松 井 敏 浩
税 务 課 長	池 田 剛
住 民 サービス 課 長	上 村 克 司
都 市 建 設 課 長	山 下 純 二
保 健 福 祉 課 長 補 佐	正 木 淳 一 郎
教 育 局 長	重 岡 良 典
事 務 局 長	鳥 枝 靖

教育委員会
リ

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 尾 恵
書 記	中 島 芽 生 子

開 会 議	9時 00分
議 長	和木町広報係および毎日新聞より議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。 また携帯電話をお持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。
議 長	ただ今から、令和7年第4回和木町議会定例会を開会します。
議 長	これより本日の会議を開きます。
坂本町長	坂本町長におかれましては、町長就任誠におめでとうございます。議会を代表致しまして、お祝いを申しあげます。 ご存じのように、町長と議会は住民が直接選ぶ二元代表制のもと、両機関が対等な関係で、互いにチェックし合うことで権力の集中を防ぎ、より民主的な運営ができるようになります。議会は「議決機関」としての責任をしっかりと果たしていきたいと思いますので、町長は「執行機関」としての役割を十分果していただきたいと思います。厳しい財政状況や多様化する住民ニーズに対応するため、議会も議会の活性化に努めますので、共に緊張関係を持ちながら議論を重ね、お互い切磋琢磨しながら協働していくことで、町政を発展させていきましょう。
議 長	それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番議員 明本光弘議員、3番議員 津島宏保議員を指名いたします。
議 長	日程第2 諸般の報告を行います。

先の定例会以降、6月27日から29日、恵庭市で開催された「恵庭花と暮らし展」に私が出席しました。

7月31日から8月1日、東京で開催された小瀬川総合整備促進協議会東京要望、中国治水期成同盟会連合会中央要望に私が出席しました。

8月6日、広島市で開催された「広島市原爆死没者慰靈式平和祈念式典」に私が出席いたしました。

その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますので、ご了承願います。

議長

次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。

議会運営委員会委員長 三分一淳議員。

三分一議員。

三分一議員

議会運営委員会からご報告いたします。

町長より、本日9月29日に議会が招集されたことに伴い、9月25日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について、次の通り申し合わせを行いました。

本定例会において付議されております議案は、報告5件、同意2件、認定2件、議案10件です。

本定例会の議会運営ですが、本日、初日に報告第10号、11号、同意2号、3号、認定1号、2号、議案30号から39号の議案説明と質疑を行い、同意2号、3号は討論・採決まで行います。

10月1日は一般質問、2日は民生建設常任委員会、3日は広報広聴常任委員会、6日、7日は決算特別委員会、9日は総務文教常任委員会を行い、最終日は10月10日で、討論、採決を行うこととします。

よって、定例会の会期を、本日9月29日から10月10日までの12日間とし、日程は、お手元に配布しております通りでございます。

議会運営委員会からの報告は以上です。

議会基本条例の「町民の負託にこたえる議会の実現と町民参加を推進する」という主旨に沿い、定例会を行ってまいりますので、皆様のご協力とご理解の方よろしくお願ひいたします。

議会運営委員会委員長 三分一 淳

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題とします。
おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から10月10日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、本定例会の会期は、本日から10月10日までの12日間とすることに決定しました。

議長 日程第4 町長所信表明
町長より、所信表明をしていただきます。
坂本町長。

坂本町長 皆さん、おはようございます。
ただ今、議長さんのお許しをいただきましたので、誠に恐縮ではございますが、私が町長に就任いたしましたご挨拶と、所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は去る8月24日に行われた和木町長選挙におきまして、多くの皆さまからの温かいご支援を賜り、町長としてのかじ取りを担わせていただくことになりました。心から感謝

を申し上げます。

身の引き締まる思いとともに、町民の皆さまからいただきました大きなご期待をしっかりと胸に刻み、全力で取り組んでまいります。

私は、これまで、和木町役場で33年間勤務し、福祉・教育・まちづくりなど、様々な分野で町民の皆さまと共に歩んで参りました。その行政経験の中で、町の組織・機能の良いところや課題、町民の皆さまの思いなど、誰よりも最前線で見聞きして参りました。その経験を、町民の皆さまの暮らしに活かし、これからは、町長という立場で、わかりやすく、誠実で、より一層町民の皆さまに寄り添う町政を実現するため、“挑戦”という姿勢でからの町づくりに全力で取り組んでまいります。

“挑戦” 1 和木町みらい会議の創設

私は町民の皆さまのもとへ、積極的に出向いて、ご意見をしっかりとお聞きします。

若者・子育て世代・障がいのある方・高齢者など多様な立場の方々が意見を交わし、持続可能な政策づくりに参画する仕組みを実現します。

“挑戦” 2 和木町役場の組織改革

「前例」や「慣習」にとらわれず、柔軟でスピード感のある、課題解決型の職員体制を構築します。

町民の皆さまの声に即応できる、信頼される行政組織へと進化させます。

“挑戦” 3 町長報酬の5%削減

町の財政に厳しさがある中、まず自らの報酬を削減します。

限られた財源は、町民の皆さまの暮らしに直結する分野へと重点的に活用いたします。

今、和木町は、少子高齢化や人口減少、財政の不安など、

かつてない大きな転換期に立たされています。

しかし、私自身、町民の皆さまの声にしっかりと耳を傾け、議員の皆さま、和木町役場の職員と共に、知恵と力を結集すれば、必ずや未来に誇れる町づくりができると確信をしております。

町政の中心は、町民の皆さまであることを決して忘れてはなりません。

和木町を「明るく元気で、笑顔あふれる町」にし「和木町に住んで良かった」と、心から思っていただけるような行政運営につとめてまいります。

どうかこれからも、率直なご意見をお寄せいただき、共に“挑戦”してまいりましょう。

結びに、町民の皆さま、議員の皆さまには、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、私の挨拶と所信表明とさせていただきます。

ご静聴、ありがとうございました。

議長　日程第5　報告第8号　例月現金出納検査の結果について
監査委員から、お手元に配布しておりますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願います。

議長　日程第6　報告第9号　定期監査の結果について
監査委員から、お手元に配布しておりますとおり、定期監査の報告がありましたのでご了承願います。

議長　日程第7　報告第10号　令和7年度和木町一般会計補正予算（第3号）に関する専決処分について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
松井企画総務課長。

松井企画
総務課長

報告第10号 令和7年度和木町一般会計補正予算（第3号）に関する専決処分についてご説明申し上げます。

この報告は、和木町固定資産税の過誤納還付及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金：定額減税補足給付金事業の実施にあたり必要な予算措置を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の補正をさせていただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,365万2千円を追加し、予算総額を45億4,737万6千円とするものでございます。

4ページの歳出からご説明いたします。詳細は、11ページからとなります。

款2 総務費 税務総務費において、固定資産税の過誤納還付金として158万6千円を、款3 民生費 社会福祉総務費において、令和6年度に実施した定額減税事業の実施に係る経費として、通信運搬費6万6千円と、必要となる給付金分1,200万円を計上しております。

続いて、3ページ歳入についてご説明いたします。

款15 国庫支出金の増額は、定額減税補足給付金事業の財源として交付される1,290万円、また、款19 繰入金では、歳入歳出調整のため財政調整基金の繰入額を75万2千円増額しております。

なお、報告第10号時点での財政調整基金残高は、10億4,173万5千円となる予定です。

以上で報告第10号の説明を終わります。

議長

報告第10号について、質疑を許します。

なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧にお願いいたします。

質疑はありませんか。

明本議員どうぞ。

明本議員 12ページ、税務総務費、償還金利子及び割引料ですが、過誤納還付金、これはなぜ生じたのでしょうか。いつ頃から何件、1年あたりいくらぐらいの過誤納があったのかお伺いいたします。

議長 池田税務課長。

池田税務課長 まず固定資産税の過誤納還付金の概要について説明させていただきます。町内の一事業所の建物一棟に対しまして固定資産税を重複課税したものでございます。重複分として納付された税額の全額、及び法定加算額をえた額を還付しております。重複課税した期間はですね、平成27年度から令和7年度までの11年間となっております。返還額の税額は161万8千円、法定加算額10万4百円で、平成27年度から令和6年度までの過誤納還付金158万6千円を専決処分として、令和7年度分についての13万2,400円は現年度からの歳入で還付しております。ひと月あたりだいたい13万程度でございます。以上です。

議長 よろしいですか。
他に質疑はありますか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第8 報告第11号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
松井課長。

松井企画
総務課長 報告第11号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第20条、失礼しました第22条第1項の規定により、令和6年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、町議会に報告させていただくものでございます。

それでは、次ページの別紙についてご説明を申し上げます。

健全化判断比率でございますが、表の左の欄に健全化を判断する上での比率である令和6年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を載せております。この4つの比率がそれぞれ、右欄の早期健全化基準を超えるれば、財政健全化計画の策定が必要となり、さらに次の欄の財政再生基準を超えると財政再生団体ということになります。

本町では、令和6年度におきましても、実質赤字、連結実質赤字は発生しておらず、実質公債費比率は8.5%、将来負担比率7.5%となっており、いずれの比率とも早期健全化基準を下回る数値となってございます。

次に、資金不足比率ですが、この比率は公営企業会計の健全性を判断するものでございますが、簡易水道事業、公共下水道事業ともに資金不足なしとなっております。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

議長 報告第11号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長	日程第9 報告第12号 一般財団法人和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会の経営状況について 理事長より、お手元に配布ましてありますとおり、報告がありましたので、ご了承願います。
議長	日程第10 同意第2号 教育委員会教育長の任命について これを議題とします。 執行の説明を求めます。 坂本町長。
議長	ここで教育長の退場をお願いいたします。 失礼しました。重岡教育長退場いたしました。 じゃあ町長お願ひいたします。
坂本町長	同意第2号 教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。 現在、教育長としてご活躍いただいている重岡良典氏の教育委員会教育長としての任期が本年9月30日までとなっております。本同意案件は、引き続き重岡氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町議会のご同意をお願いするものでございます。 重岡さんは岩国市由宇町にお住まいで、年齢は69歳でございます。 経歴でございますが、重岡氏は、平成26年4月に教育委員・教育長に就任、平成28年に新しい教育委員会制度のもとで教育長に再任され、以降、熱烈な指導と抜群の行動力をもって、園・小・中一貫教育の推進や運営協議会の設置、小学校のコミュニティルームの整備にご尽力され、これまで児童生徒の健全育成や町民の生涯学習の推進、和木町教育発展のためにご活躍いただいていることは、議員の皆さんも

ご存知のとおりであり、本町の教育長として誠にふさわしい方でございます。

また、こども園の開園に際しても尽力、子どもから高齢者まで和木町全体を一つの学園とする「町ぐるみ『和木学園』」構想も継続して進められているところであります。重岡氏には今後なお一層のリーダーシップをもって和木町教育の推進にあたられることを期待しているところでございます。教育長の任期は3年で、令和10年9月末日までとなっております。

以上で同意第2号の説明を終わります。

ご審議の上、ご同意の程よろしくお願ひいたします。

議長 同意第2号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので討論を終結し、採決に入ります。

議長 同意第2号 教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、同意第2号 教育委員会教育長の任命については、原案に同意することに決定しました。

議長 重岡教育長、入場お願いします。

議長 ただいま教育長に任命同意と決しました重岡教育長から、

発言を求められていますので、これを許可いたします。

重岡教育長。

重岡教育長

ただ今、坂本町長から和木町教育委員会教育長にご推举いただき、また、議会のご同意をいただき、大変光栄であるとともに、引き続き非常に重い責任を負うこと身が引き締まる思いをしております。

さて、今日、グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化、複雑化する諸課題への対応が必要となっております。多様なベクトルが同時に存在・交錯し、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しつつあります。

こうした中で、個人や社会の多様性を尊重しつつ、他者と協働して課題解決を図ることが求められております。

これから時代を生き抜くための力を育成するためには、多様な人間関係を結んでいく力や習慣の育成等を重視する必要があると言われており、地域ぐるみで一体となった教育を推進することが重要であると考えております。

学校現場においても、いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、教育DXの推進をはじめ、複雑かつ多様な課題に対応することが求められております。

このため、園や学校では地域の力も活用しながら、チームとして組織的かつ効果的な対応を行わなければなりません。

このような今日の情勢や課題等を踏まえて、現在、和木町の総合計画や総合戦略の改訂が進められており、それらを受けて「和木町教育振興基本計画」の策定も行いたいと準備を進めているところでございます。

教育の取組みを一層推進するためには、「町ぐるみ『和木学園』」の構想の下、「みんなが生徒、みんなが先生」となり、町民一人ひとりが教育の当事者であるという意識を持って、「社会総掛かりでの教育」の実現を図ることが必要になってきます。

我が町・我が地域を創造していくためには、絶えず教育の

振興を図ることが求められます。

「緑の風薫る文化のまち和木町」の実現に向け、関係部局や関係機関・各種団体との連携を図りながら、特色と活力ある教育行政を展開するために、全力を尽くしてまいりたいと思います。

どうか、今後も、議員皆さま方のお力添えをいただけますようよろしくお願ひ申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長

日程第11 同意第3号 教育委員会委員の任命について
これを議題とします。

執行の説明を求めます。

松井課長。

松井企画
総務課長

同意第3号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在、教育委員としてご活躍をいただいている宮本健吾氏の任期が、本年9月30日をもって満了となります。

本同意案件は、宮本氏の退任に伴い、新たに國廣恭子氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会のご同意をお願いするものでございます。

國廣氏は瀬田4丁目にお住まい、年齢は50歳でございます。

経歴といたしましては、平成5年3月に柳井工業高等学校建築科を卒業後、平成5年4月から民間企業で勤務され、平成12年1月にご退職をされております。その後は、5人のお子さまを育てる専業主婦として家庭を支えられ、平成31年からは和木町学校給食センターの会計年度任用職員として調理業務に従事、令和3年1月からは、和木町体育センターの会計年度任用職員として勤務され、現在に至っております。

また、PTA活動においては継続的に役員を務められ教育関係の活動や地域活動に積極的に取り組んでおられます。

何事にも熱心に取り組まれ、温厚で人望が高く、誠実で真面目なお人柄でございます。

委員の任期は4年間で、令和11年9月末日となってございます。

以上、同意第3号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

議長 同意3号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議長 同意第3号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、同意第3号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第12 認定第1号 令和6年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13 認定第2号 令和6年度和木町公営企業会計

決算の認定について

以上、2議案についてこれを議題とします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

松井課長どうぞ。

松井企画
総務課長

認定第1号 令和6年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

この認定は、令和6年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算について地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定を求めるものでございます。

資料は、決算書2ページからとなります。

一般会計の概要でございますが、歳入決算額は、46億1,425万9,475円、前年度と比較いたしまして3,368万5,952円、0.7%の減額でございます。歳出決算額、決算書8ページからとなります。43億7,895万764円、前年度と比較して197万3,250円。0.05%の減額となっております。前年度と比較いたしますと、民生費・衛生費・消防費などが増額決算となりましたが、総務費・教育費などが、それぞれ減額決算となったことにより、一般会計全体としては前年比減額決算となりました。

続きまして、決算書168ページからとなります。

歳入歳出差し引き額は、1億、失礼いたしました、2億3,530万8,711円、そのうち翌年度に繰り越すべき財源は821万7千円で、実質収支2億2,709万1,711円の黒字決算となっております。

なお、財政調整基金の残高は、令和5年度末と比較して7,664万4千円増の15億154万4千円となっております。

続きまして特別会計に移ります。決算書193ページでございます。国民健康保険特別会計は、歳入総額6億9,679万688円、歳出総額6億7,941万7,431円で歳入歳出差引残額1,737万3,257円

の黒字決算となっております。

続いて決算書 229 ページでございます。介護保険特別会計は、歳入総額 5 億 4,159 万 7,969 円、歳出総額 5 億 5,09 万 9,319 円、歳入歳出差引額 3,649 万 8,650 円の黒字決算となっております。

最後に決算書 242 ページでございます。後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額 1 億 1,223 万 5,940 円、歳出総額 1 億 1,123 万 7,971 円で歳入歳出差し引き 99 万 7,969 円の黒字決算でございます。

なお、別冊で成果報告書及び監査委員の審査意見書を添付してございます。

以上で、認定第 1 号、令和 6 年度 和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を終わります。

議長 続きまして、認定第 2 号の説明を求めます。
山下都市建設課長。

山下都市建設課長 認定第 2 号 令和 6 年度和木町公営企業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

この認定は、令和 6 年度の公営企業会計の決算について地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、町議会の認定を求めるものでございます。

まず簡易水道事業会計の収益的収支ですが、事業収益が 1 億 1,625 万 9,639 円、事業費用は、1 億 1,275 万 4,046 円でございます。

次に資本的収支でございますが、資本的収入が 2,905 万円、資本的支出は 4,055 万 6,568 円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,150 万 6,568 円は、引継金等で補てんをしております。特例的収支につきましては、収入が 2,983 万 6,271 円、支出は 3,079 万 2,801 円となっており、令和 6 年度末の現金預

金は1, 678万1, 803円でございます。

続きまして下水道事業会計の収益的収支でございますが、事業収益が2億2,647万2円、事業費用は2億2,703万119円でございます。

次に資本的収支でございますが、資本的収入が9,127万円、資本的支出は2億1,751万6,612円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,624万6,612円につきましては、同意済企業債の未発行分等で補填をしております。

特例的収支につきましては、収入が1億2,885万7,534円、支出は1億5,654万7,689円となっており、令和6年度末の現金預金は7,601万7,297円でございます。

以上で、認定第2号、令和6年度和木町公営企業会計決算認定の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。
認定第1号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 認定第2号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 おはかりします。
認定第1号、認定第2号については、決算特別委員会を

設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、認定第1号、認定第2号については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長 ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、決算特別委員会の委員は、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の議員を選任することに決定いたしました。

議長 ここで暫時休憩いたします。
全員協議会室へ移動願います。

休憩 9時44分

再開 9時48分

議長 では休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長	<p>先程設置されました決算特別委員会の委員長・副委員長につきましては、休憩中に行われた委員会において、委員長に 嘉屋富公議員、副委員長に明本光弘議員が選任されましたのでご報告します。</p> <p>なお、決算特別委員会においては、今会期中に審査を終了していただき、最終日までに議長に報告していただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第12 議案第30号 令和7年度和木町一般会計補正予算（第4号）</p> <p>これを議題とします。執行の説明を求めます。</p> <p>松井課長。</p>
松井企画総務課長	<p>議案第30号 令和7年度和木町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。</p> <p>補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,868万7千円を追加し、予算総額を47億606万3千円とするものでございます。</p> <p>今回の補正予算の主な内容といたしましては、国の交付金事業を活用したLED化工事や前年度交付金の精算に伴う費用、施設等の修繕に必要な経費を計上するとともに、令和6年度決算の確定に伴う繰越金や財政調整基金積立金及び公共施設等総合管理基金積立金の増額などを提案させていただくものでございます。</p> <p>それでは第1表 歳入歳出予算補正の2ページ歳出からご説明申し上げます。</p> <p>費目ごとの詳細は13ページからとなります。</p> <p>款2 総務費の補正是、庁舎修繕料165万円、財政調整基金積立金の増額1億1,353万6千円、公共施設等総合管理基金積立金2,999万9千円、昨年度交付を受けた</p>

国庫補助金等の精算に伴う返還金 522万8千円などを増額するものでございます。

款3 民生費の補正では、国の重点支援地方交付金を活用して実施を計画しております総合福祉会館照明LED化工事200万円、及び、15ページ、放課後児童クラブ照明LED化工事80万円を増額しております。

款4 衛生費の補正では、健康管理システム改修委託料45万9千円、こども家庭センター事業では職員の出産に伴う代替職員の報酬55万9千円、手当34万4千円などを増額するものでございます。

款7 土木費の補正では、町営住宅維持管理事業として修繕料の今後の見込みといたしまして120万円を増額するものでございます。

17ページからの、款9 教育費の補正では、中学校費に修繕料を増額するとともに、国の重点支援地方交付金を活用して実施を計画している、美術館照明LED化工事に100万円、及び、体育センター照明LED化工事70万円を増額するものでございます。

戻りまして、1ページ、歳入についてでございます。

詳細は、7ページからとなります。

款10 地方特例交付金は、今年度の交付額が決定いたしましたので、交付決定額にあわせて177万5千円を増額しております。

款11 地方交付税は、今年度の交付額が決定いたしましたので、交付決定額にあわせて5,166万8千円を増額しております。

款15 国庫支出金1,010万6千円の増額は、過年度分介護・施設訓練等給付費国庫負担金442万9千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金306万3千円などを追加計上をしております。

9ページからの、款16県支出金321万8千円の増額は、過年度分介護・施設訓練等給付費県負担金、子ども・子育て

支援県交付金 17万6千円などを追加を計上しております。

款 19 繰入金では、今回の補正予算の歳入歳出調整により財政調整基金繰入金を 1 億 1 , 811 万 8 千円減額、公共施設等総合管理基金繰入金 165 万円、介護保険特別会計からの繰入金は 22 万 9 千円増額しております。

11 ページからの、款 20 繰越金は令和 6 年度の決算の確定により、2 億 709 万 1 千円を増額するものでございます。

款 21 諸収入では大阪・関西万博への市町出展の助成として、市町村振興事業助成金 106 万 8 千円を増額するものでございます。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は 12 億 7 , 338 万 9 千円になる見込みでございます。

以上で議案第 30 号の説明を終わります。

議 長 本案に対する、質疑を許します。

質疑はありませんか。

嘉屋議員。

嘉屋議員 項目ごとに修繕費、これ 5 項目あります、これの内容。あともう 1 点、財政調整基金これ残高分かりましたけど、もう 1 つの方、公共施設等総合積立金、これ今残高どのぐらいあるのか、それをご質問します。

議 長 はい、1 つずつ、まずは松井課長の方から、どうぞ。

松井企画総務課長 それでは、まずご質問の最初のところの修繕というところの企画総務課関係をご説明いたします。

まず庁舎の修繕でございますが、庁舎屋上のパラペット、この部分のコンクリートにひび割れ、欠損などが見られます。それと床面の防水シートの内側に多少水が入っている箇所がございます。その修繕でございます。

修繕方法といたしましては、立ち上がりパラペット等の部分については長さが24mございます。板金カバー工法、こちらの工法で実施をしたいというふうに考えております。床面の水の溜まりでございますが、一部シートを剥がしまして水を抜くと共に、穴等の補修をしていきたいというふうに考えております。

続いて公用車の管理事業部分でございます。これは公用車の点検時でございますが、修繕も同時に行っております。その修繕部分に対する補正ということでございます。対象となる主な車両なんですが、福祉バス、これは実は平成15年8月から使っておりまして、22年経過をしておるものでございます。それと対象となるもう1台、クローバーが使っております軽のバン、これは平成23年6月から14年経過しておるものでございます。こちらの修繕料ということでございます。それとコミュニティバスでございますが、こちらは町内を巡回しておりますあいあいバス、予備車を含めて3台ございます。こちらの方ですね、3ヶ月点検、あるいは車検の際にエアコンの故障、ブレーキパット、そういういったところの故障、不具合ですね、そういういたものを修繕費用、今年度特に多くございました。たとえばエアコンのガス漏れで約10万円、それからエアコンそのものの修理、これが大きかったんですが54万2千円、排気ブレーキの修理、15万2千円、そういういたものがございます。

今後もまだ車検が残っている車も、車両もありますし、3ヶ月点検でございますので、これも5回程度残っております。その際にまた修繕箇所出でくると見込んでおりましてその修繕料ということでございます。

公共施設の機器については、また後ほどちょっと説明をさせていただきます。

議長 はい、続いてどこかいね、町営住宅、山下課長お願いします。

山 下 都 市 建 設 課 長	町営住宅維持管理事業の修繕費につきまして、主な補正の理由といったしましては、今年4月に山の手団地におきまして排水管の詰まりが発生し、それにより引き換え工事が必要となつたことが大きな、金額としては大きなものでございます。その他山の手団地第3棟の台所等の修繕、坂根団地第3棟の隣接地支障木撤去工事を含みます40項目以上の修繕が発生したため、今回補正にて対応させていただきたいと考えております。以上です。
議 長	続いて中学校ですね、はい、教育委員会の方どうぞ。
鳥 枝 教 育 委 員 会 事 務 局 長	はい、18ページ中学校費の修繕についてでございますが、特別教室棟の冷房使用に必要な冷却用のストレーナーの水抜き栓が不具合が生じたということで、今回修繕するものでございます。
議 長	はい、続いて2番目の質問でしたね、基金の総合のやつですね、じゃあ松井課長。
松 井 總 務 課 長	公共施設等総合管理基金の令和6年度の残高を申し上げます。1億6, 169万4, 284円でございます。
議 長	もう一度お願いします。すいません。
松 井 企 画 總 務 課 長	もう一度申し上げます。1億6, 169万4, 284円でございます。
議 長	よろしいですか。はい。 他に質疑はありませんか。 森脇議員。
森 脇 議 員	すいません、8ページの国庫支出金の中の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金306万3千円なんですが、

	これは先程、総合福祉社会館、放課後児童クラブ、美術館、体育館、照明の LED 化に使われると言わされました。なぜ照明の LED 化にされたのかお尋ねいたします。
議長	松井課長。
松井企画 総務課長	はい、今年度この物価高騰対策で 300 万程度の交付決定を受けております。これは今般の物価高騰対策、住民への支援ということでですね、様々な国からのメニューございます。その中で和木町がですね、住民に還元できるものとして住民の方が利用している施設ですね、総合福祉社会館であったり美術館、体育センター、そういう施設の電気料、そういったものをですね、軽減したい。それと今後どのみち蛍光灯等はもう製造が中止になり、やりかえなければならない。そういった中でいち早くこの交付金を活用して、一般財源としての持ち出しを極力少なく、住民への負担を下げるという意味で LED 化を選択いたしました。
議長	よろしいですか。
	はい、森脇議員。
森脇議員	はい、今 LED 化をそれぞれされるっていうことですけれども、この総合会館それから放課後児童クラブ、美術館、体育センターの LED 化をこれでもう全部終了になるんでしょうか。お尋ねします。
議長	松井課長。
松井企画 総務課長	はい、すべて LED 化するという予定であります。
議長	いいですか。 他に質疑はありませんか。

	明本議員。
明本議員	ただ今の質問の関連でございますが、LED 化工事の補助率ですが、特定財源どれもみな 7 割となっておりますが、7 割が限界なんでしょうか。ただ 13 ページ、総合福祉会館照明の LED 化工事は 7 割となっておりませんが、これはなぜか理由があるのでしょうか。
議長	松井課長。
松井企画 総務課長	この交付金でございますが、もう全額対象になるように考えております。
議長	明本議員どうぞ。
明本議員	はい、一般財源が含まれておりますが、全額となっておりません。補助対象額、国庫支出金が 7 割になっておりますがこれは給付の限界があるんでしょうか。
議長	はい、松井課長どうぞ。
松井企画 総務課長	はい、お答えいたします。これはですね、交付金を超えての今現在、少し超えてのですね、見積もりをしております。今後物価高騰等もありますので、まあ補助金割れも防ぎたいという考え方もございますが、そういった意味合いで補助金を超えての金額というふうになっております。
議長	ご理解いただきましたか。
	はい、他に質疑はございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長　日程第15　議案第31号　令和7年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

これを議題とします。執行の説明を求めます。

正木保健福祉課長補佐。

正木　木
保健　福
祉　課長補佐　では、議案第31号　令和7年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本議案は、前年度からの繰越金が確定したことに伴い、歳入予算を調整するもので、予算額7億666万8千円に変更はございません。

1ページの歳入についてご説明いたします。詳細は、4、5ページでございます。

款1　国民健康保険料は、調定額の変更により729万1千円を減額するものです。

款5　繰入金は、今回の補正額の調整を行いまして、財政調整基金繰入金708万2千円を減額するものです。

款6　繰越金は、前年度の繰越金の額が確定しましたので、1,437万3千円を増額するものです。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

議長　本案に対する、質疑を許します。

質疑はありませんか。

明本議員

明本議員　5ページですが、国民健康保険料医療費給付費現年度分876万7千円減額となっておりますが、これは所得の見込みが減ったとかという理由があるのでしょうか、その理由についてお答えください。

議長　正木課長補佐。

正木
保健福祉
課長補佐

はい、こちらがですね、前年度の繰越金が確定したこと
で歳入が増えたことと、6月に行われた国民健康保険運営
協議会で国保料率が確定したことに伴い、予算を減額するも
のです。

当初予算算定時では見込みの国保料率を算定し予算計上
しておりましたが、国民健康保険運営協議会において各種
保険料率が決まりました。減額の主な理由は医療給付分の
保険料率を、見込みの5.5%から5.4%に下げたため
保険料が減額となりましたので予算額として全体で729万
1千円を減額しております。

議長 明本議員。

明本議員 はい、今の所得割率ですか、0.1%下げたことによって
876万7千円これが下がったということですか。

議長 いいですか、正木課長補佐。

正木
保健福祉
課長補佐

はい、それで大丈夫です。

議長 よろしいですか、はい。
他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第16 議案第32号 令和7年度和木町介護保険特
別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第33号 令和7年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

正木課長補佐どうぞ。

正 木
保 健 福 祉
課 長 補 佐

それでは、議案第32号、及び議案第33号を一括してご説明いたします。

議案第32号 令和7年度和木町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,153万1千円を追加し、予算の総額を5億4,654万円とするものでございます。今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算を調整するもので、サービス事業勘定の補正はございません。

2ページの歳出からご説明いたします。詳細は、9～12ページです。

款4 基金積立金は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして2,434万9千円を増額するものです。款5諸支出金は、令和6年度に国、県等から交付金を受けた地域支援事業交付金及び介護給付費負担金等の精算を伴う返還金718万2千円を増額するものです。

続きまして、1ページ歳入についてご説明いたします。詳細は、7、8ページです。

款4 県支出金3万3千円の増額は、令和6年度の県からの介護給付費負担金等の精算に伴う追加分を増額するものです。款7 繰越金は、前年度の繰越金の額が確定いたしましたので、3,149万8千円を増額するものです。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続きまして、議案第33号 令和7年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたし

ます。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 29万7千円を追加し、予算の総額を 1億1,815万5千円とするものでございます。

それでは、1ページの歳入からご説明いたします。

款3 繰越金は、前年度の繰越金額が確定したことに伴い、29万7千円を増額するものです。

続きまして、2ページの歳出についてご説明いたします。

款4 予備費は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして、29万7千円を増額するものです。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。

議案第32号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

嘉屋議員。

嘉屋議員 では質問します。ページ数が12ページです。一番上になります。介護給付費準備金積立基金ですが、この部分は総額で今なんぼぐらいあるのか、またこれはどういうふうなことで計画があって利用していくのか、その説明をお願いします。

議長 正木課長補佐。

正木保健福祉課長補佐 はい、基金の残高でございますけれども、6年度末で1億1,181万円となっております。

基金にはこの大きく2つの役割があって、1つ目が介護保険制度が3年間の計画期間になるんですけれども、歳入として基金を繰り入れ、保険料率を上昇抑制に充てることが一つの考え方となっております。

もう1つがですね、計画期間中に保険料の収入が不足する事態となった場合には、基金から取り崩しを行い安定して

	給付を行うこととしております。
議長	よろしいですか。 嘉屋議員。
嘉屋議員	はい、この積立金がある程度いった場合、これは介護保険、または例えば国民健康保険、別なんだけど、これは減額とか現状維持、これが可能な訳でしょうか。どうなんでしょうか。
議長	正木課長補佐。
正木保健福祉課長補佐	はい、基金の歳入として繰り入れることになりますので、抑制とかですね、現状維持というふうにはなると思います。
議長	よろしいですか。はい。 他にございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議長	議案第33号について質疑を許します。 質疑はございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議長	日程第18 議案第34号 令和7年度和木町簡易水道事業会計補正予算（第1号） 日程第19 議案第35号 令和7年度和木町公共下水道

事業会計補正予算（第2号）

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

山下都市建設課長。

山 下 都 市
建 設 課 長

議案第34号 及び 議案第35号を一括してご説明いたします。

まず、議案第34号 令和7年度和木町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案の1ページ目をご覧ください。

第2条におきまして、令和7年度和木町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、支出、第1款、事業費用を30万円増額して、1億1,455万1千円とするものでございます。

続きまして補正予算に関する説明書の1ページ目をご覧ください。

概要の内訳といたしまして、第1項、営業費用、目5原水及び浄水費の30万円の増額でございますが、今後の浄水場管理において適正な補修工事を実施するために修繕費の増額をおこなうものでございます。主な補正理由といたしましては、当初予定していなかった山の手ポンプ所及び瀬田浄水場において停電時に必要な電源装置のバッテリー交換が必要となったためでございます。この他、補正予算に関する説明書2ページ以降に予定貸借対照表などの説明資料を添付しておりますが、説明の方は省略させていただきます。

以上が、簡易水道事業会計補正予算の説明となります。

次に、議案第35号、令和7年度和木町公共下水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。

議案の1ページ目をご覧ください。

第2条におきまして、令和7年度和木町下水道事業会計補正予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、収入、第3款、資本的収入につきまして、880万円を増額して、2億850万円とし、支出、第4款、資本的支出を880万円増額して、2億4,689万5千円とするものでございます。

補正予算に関する説明書の1ページ目をご覧ください。

概要の内訳といたしまして、まず支出からご説明申し上げます。

第1項、建設改良費、目10 ポンプ場建設改良費の880万円の増額でございますが、和木ポンプ場管理棟屋上防水工事を実施するためのものでございます。

今年の8月の大霖の際、管理棟内の3階において雨漏りが発生し、今後の管理業務に支障をきたすため補正予算にて防水工事を実施するものでございます。

続きまして、収入についてご説明いたします。

第1項、企業債、目5 企業債の880万円の増額でございますが、支出の建設改良費の財源として下水道事業債を増額するものでございます。

次に、議案のまた1ページにお戻りください。

第3条 企業債の補正についてでございますが、第2条でご説明しました、企業債の増額に伴うもので、企業債の限度額を880万円増額し、1億9,270万円とするものでございます。

この他補正予算に関する説明書2ページ以降に予定貸借対照表などの説明資料を添付しておりますが、こちらも説明は省かせていただきます。

以上で、議案第34号 及び 議案第35号の説明を終わります。

議

長

これより議案ごとに質疑を許します。

議長	議案第34号について質疑を許します。 質疑はありませんか。
嘉屋議員	議案34号では、バッテリーのために30万円っていう予算をつけていますが、これは例えば発電機とか蓄電池こういったものに対応はできないんでしょうか。
議長	山下課長。
山下都市建設課長	はい、ご説明いたします。先程ちょっと説明をさせていただいたんですけど、これ操作盤ですかね、操作盤の電源について、操作盤に送る電源について停電等になった時にですね、予備、予備電源として活用しているものでございます。そのバッテリー、停電になった時にバッテリーからの電源供給により操作盤を稼働させるというものでございます。電力がそれほど大きなものではないのですね、発電機等で対応するということになればまたコスト的な問題も発生すると思いますので、このような対応をしております。
議長	嘉屋議員。
嘉屋議員	実際に停電時と言われました。例えば大きな台風がきました。何か災害がありました。長時間にわたる停電、考えた場合には、例えばそういった発電機の方がいいんではないかというふうに思って質問したんですけど、いかがでしょうか。
議長	山下課長。
山下都市建設課長	はい、議員がご指摘された災害時等の大規模な停電につきましては、もちろん瀬田浄水場の方にもすでに発電機の方は設置しております。

議長	はい、よろしゅうございますか。はい。 他に質疑はありませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議長	議案第35号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 上田議員。
上田議員	この和木ポンプ場の屋上の雨漏りの補修で880万円となっているんですけども、この雨漏り工事ってなかなか補修箇所とか分かり難くてなかなか難しい工事だと思うんですけど、この金額が880万で足りるのかどうかということについて、増額とかあり得ないんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思うんですけど。
議長	山下課長。
山下都市建設課長	はい、議員のご指摘の通りですね、防水に関して調査修繕というのはかなり難しいものというふうに私どもも聞いております。それにかわるものとしまして今回全面の防水工事を、全面のですね、防水工事をするというような選択をさせていただいております。直近ですか、令和5年度、また今年度もですね、同様の防水工事を町営住宅の方で実施するというところで、そちらの単価等のデータもあったということもあり、こちらの方今回ちょっと緊急ということですね、工事に併せて事前調査等も見込んでおりませんのでこの金額で完成できるものと考えております。
議長	よろしいですか。はい。 他に質疑はありませんか。

	(「なし」の声あり)
議長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議長	<p>日程第20 議案第36号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>これを議題とします。執行の説明を求めます。</p> <p>松井課長。</p>
松井企画 総務課長	<p>議案第36号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。</p> <p>主な改正点でございますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、以下、「番号利用法」といいます。この番号利用法の改正に伴う改正と地方公共団体情報システムの標準化に伴う改正の2点でございます。</p> <p>まず、1点目の「番号利用法」の改正に伴い必要となる改正でございますが、条例で言えば第1条、2条、4条及び5条において、項ずれ、語句の整理を行うものでございます。</p> <p>次に、2点目の地方公共団体情報システムの標準化に伴う改正についてご説明させていただきます。現在、本町では「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行を進めているところでございます。このシステムの運用にあたり、マイナンバーを利用することとなるため、番号利用法第9条第2項の規定による条例の定めが必要とされていることから</p>

改正を行うものでございます。

別表第1では、マイナンバーの独自利用事務に住登外者に関する事務を、別表第2では、独自利用事務が連携する情報に住登外者の情報を、別表第3では、教育委員会が町長部局と連携する情報に住登外者の情報を、それぞれ加えるとともに、所要の改正を行うものでございます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第21 議案第37号 町長の給与の特例に関する条例
これを議題といたします。執行の説明を求めます。
松井課長。

松井企画
総務課長 議案第37号 町長の給与の特例に関する条例について
ご説明申し上げます。

本議案でございますが、坂本町長の選挙公約により、町長の給与の特例に関して定めたものでございます。

本議案は本則1条と附則で構成されており、本則の内容は、町長の給料月額について、100分の5に相当する額を減じた額とするものでございます。

附則におきまして、本条例は公布の日から施行することとしておりますが、現職町長の退職の日限り、その効力を失うものというふうに定めております。

以上で議案第37号の説明を終わります。

議長	<p>本案に対する質疑を許します。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>上田議員。</p>
上田議員	<p>町長の選挙の公約で実施されるということで、公約を実施されるということは非常に立派なことだと思っております。ですけれども、公約では身を切る改革ということなのですけれども、和木町の財政、昔ほど豊かではありませんし、厳しい状況とは聞いております。ですが、身を切る改革ですね、こういうことは大阪府で財政困難だった場合に、そういった改革をしたという実例があるんですけれども、和木町の場合はですね、今、先程もありますけれども、財政調整の方で破綻しているとはあまり思われる状況ではない、というふうに理解をしているんですけども、そしてですね、今の日本の所得ですね、30年間上がらなかつたという状況において町の職員の給料も上がってくると思うんですけども、町長の自らが給料を削られ、5%削られるということでですね、このことに対して町民の給料が上がってしまうと誤解を生じるのではないかというふうに思う訳ですけれども、そういったことで町長のこの給料をですね、5%減じることへの理由について教えていただきたいと思うんですけれども。</p>
議長	坂本町長。
坂本町長	<p>ただ今、上田議員から私の町長の報酬5%、その理由ということでございます。</p> <p>まず所信表明でも申し上げましたようにですね、町の財政に厳しさがある中、まず自らの報酬の削減すると、そしてこの財源約46万円でございます、年間。この財源を町民の皆さまの暮らしに直結する分野へと重点的に活用したいと一応今温めておりますアイデア、で上田議員さん今、民間給料がどんどんどんどん上がっている時代に逆行しているのではないかとまさにおっしゃられる通りでございます。</p>

ただ、私の頭の中で職員の給料、副町長、教育長、課長、職員の給料を下げるることは一切考えておりません。私のみの5%で考えております。そこはご理解いただきたいと思います。

まして議員さんの給料のことをいうのはちょっとおこがましいんですけど、議員さんの給料もですね、先般、周防大島町議会の新聞報道もありましたように、なり手不足ということで、確かあれは5割アップということで上がってたんではなかろうかと思います。そういったことに逆行することはなるんですけど、私なりにですね、選挙期間中に公約としてこの削減した約46万円、使いたいことがございます。今この場でちょっと発言は難しいんですけど、今からですね、議会の皆さまとは常任委員会、もしくは一般質問の中で出てくるかも分かりません。その時にどういったところに使いたいというのを私の口から皆さんの方にお答えしていきたいかなと考えております。そういうことでご理解いただければと思います。

以上でございます。

議 長

上田議員いいですか。

はい、上田議員。

上 田 議 員

とういうことは身を切る改革というよりは、ご自身の中でやりたい事業があるので自分自身の給料を削ってでもやりたいことがあるんだ、というふうな形で理解してよろしいですか。

議 長

坂本町長。

坂 本 町 長

はい、今、議員がおっしゃられたとおりでございます。

議 長

他に質疑はございませんか。

嘉屋議員。

嘉屋議員	先程町長からの説明がありました年間で46万円、4年間で184万円ということになります。しかしこの条例の施行日において町長の職にあるもの、退職の日に限りとあります。効力が。これはいったん町長というのは役職が4年ということで約束されています。4年目は選挙になります。これは1期、また2期、3期、うまくいけば坂本町長続けると思うんですけど、その辺はどういうふうになるんでしょうか。
議長	坂本課長。
坂本町長	はい、今、嘉屋議員さんよりこれいつまでかということですけど、この5%削減は、私の今回の任期は2029年9月までが任期でございます。そこまで5%適用ということでご理解下さい。以上でございます。
議長	よろしいですか。 他に質疑はございませんか。 はい、質疑がないようですので、
嘉屋議員	議長いいですか。
議長	すいません、嘉屋議員。
嘉屋議員	ということは2期、3期目になった場合どういうふうな考え方を持ってるんですか。その都度、公約を出すというんですか。
議長	坂本課長。
坂本町長	その仮定のことについては、私は今お答えできません。1期4年間を任されている訳で、2期、3期はまだ未来のことですから、それについては答弁を差し控えさせていただ

	きます。
議長	他に質疑はございませんか。
	(「なし」の声あり。)
議長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議長	<p>日程第22 議案第38号 和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>これを議題といたします。執行の説明を求めます。</p> <p>松井課長。</p>
松井企画総務課長	<p>議案第38号 和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本議案は、国家公務員の人事院規則の改正に伴い、本町におきましても子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を図るため、「和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」について、必要な改正を行うものでございます。</p> <p>今回の改正では、条例に第18条の2を追加し、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、仕事との両立支援制度に関する意向確認等を行う条文を新設しております。</p> <p>具体的な内容といたしましては、妊娠・出産についての申出をした職員に対して休暇取得を含む各種の情報提供や意向確認等を行うとともに、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等を行うものでございます。</p> <p>また、既存の条文の位置を適切なものに変更する改正をしております。</p> <p>なお、この条例の施行日は公布の日から施行すること、となっております。</p>

	以上で、議案第38号の説明を終わります。
議長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。
	(「なし」の声あり。)
議長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議長	日程第23 議案第39号 和木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 これを議題とします。執行の説明を求めます。 松井課長。
松井企画 総務課長	議案第39号 和木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下、「育児休業法」といいます）等の改正に伴い、本町においても仕事と生活の両立を一層推進するため、「和木町職員の育児休業等に関する条例」について必要な改正を行うものでございます。 それでは主な改正内容についてご説明いたします。 改正後の第19条では、現行の「部分休業」の表現を「第1号部分休業」に改めるとともに、従来の部分休業の取扱いである「勤務時間の始め又は終わりに限り、30分を単位として部分休業を承認可能とする」を改め、新たに「1日につき2時間を超えない範囲で30分を単位として部分休業を承認可能とする」こととしております。 第1号部分休業に加え、改正後の第20条の2では、「第2号部分休業」を定めており、その取り扱いを「1会計年度につき10日相当の範囲内で、1時間単位で部分休業を承認可能とする」としております。

会計年度任用職員を含む職員は1会計年度につき、第1号部分休業又は第2号部分休業のいずれかのパターンで部分休業を取得する、申し出ことになります。

また、育児休業法第19条第3項において「条例で定める特別の事情を除き、同一年度中に承認された部分休業のパターンを変更することはできない。」ことが定められておりますが、改正後の第20条の5において、「申出時に予測することができなかつた事実」、例えば「配偶者が負傷又は疾病により入院した、それから配偶者との別居等」こういったことが生じたことにより変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合は、特別の事情として変更を可能とする規定でございます。

なお、この条例の施行日は公布の日から施行することとしております。

以上で議案第39号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第24 発議第2号 岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する意見書（案）について
これを議題とします。提出者の説明を求めます。
津島宏保議員。

津島議員 発議第2号 岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する意見書について

本町は、米軍岩国基地に隣接する自治体としてこれまで長年に渡り我が国の安全保障制度策を尊重し、基地の安定的な

運用に協力してきました。

しかしながら、先の空母艦載機移駐に際しても、騒音や安全性等、基地周辺住民の生活環境が現状より悪化することは容認できないことに加え、激しい騒音をもたらす FCLP を岩国基地で実施することは容認できないことを、基地政策の基本方針として定めており、それについては移駐完了から数年が経過した現在においても搖るぎないものと捉えています。

こうした中、本年 9 月 12 日に突如として防衛省から米軍が硫黄島で行う予定であった空母艦載機着陸訓練を岩国基地で実施する旨通知され、同月 17 日から訓練実施を強行したことは誠に遺憾であります。

我が国の安全保障の為に駐留している在日米軍が、有事の際に十分機能する為に必要な訓練を行うことは理解するところであり、こうした訓練の実施そのものを否定するものではありませんが、訓練を実施する際には住民に負担や不安、危険を及ぼさないよう場所等を考慮すべきです。

平成 12 年 9 月を最後に岩国基地において FCLP の実施はなされてこなかったことは相互理解につながるものと一定の評価をしていた矢先、今回の突然の訓練実施は、日常的に航空機、失礼、航空機騒音に悩まされている基地周辺、及び隣接する住民にとっては、なお一層の負担を強いることとなることから、到底容認できるものではありません。

よって国におかれましては、あらゆる措置を講ずることにより、今後岩国基地において、激しい騒音をもたらす FCLP を実施されることのないよう、米側に強く要請していただきたい。

以上の旨を、賛成者に森脇議員、小林議員、灰岡議員、中村議員、上田議員、嘉屋議員、明本議員、三分一議員とし、地方自治法第 9 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 7 年 9 月 29 日 津島宏保

議長 本案に対する質疑を許します。

議 長	質疑はありませんか。
	(「なし」の声あり。)
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。
議 長	討論はありませんか。
	(「なし」の声あり。)
議 長	討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。
議 長	発議第2号 岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する意見書（案）について 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	全員挙手。
議 長	したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。
議 長	以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。 よって本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「なし」の声あり。)
議 長	異議なしと認めます。
議 長	本日はこれで散会いたします。 みなさん、お疲れさまでした。

閉　　会　　1　1時　　0　0分